

令和元年9月13日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年9月13日(金) 13時41分開会
15時52分散会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 都市建設課
課長 石澤 正志 君 課長補佐 池田 英人 君
課長補佐 福永 雅彦 君 課長補佐 尾上 国男 君
係長 大野 洋一 君
水産林務課
課長 佐潟 進 君 課長補佐 大石 直樹 君
課長補佐 田原 勝矢 君

6. 会議に付した事件

- (1) 議案第43号 市道路線の認定について
- (2) 議案第50号 阿久根森林環境譲与税基金条例の制定
について
- (3) 陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書
- (4) 所管事務調査について

7. 議事の経過概要 別紙のとおり

岩崎健二委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

令和元年9月6日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第43号、市道路線の認定について、議案第50号、阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定について、陳情第14号、「いから阿久根」に関する陳情書、以上3件であります。なお、本日の日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおり進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、執行部の出席をお願いします。

(都市建設課入室)

◎議案第43号 市道路線の認定について

岩崎健二委員長

それでは、議案第43号、市道路線の認定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

石澤都市建設課長

議案第43号、市道路線の認定について御説明申し上げます。

今回路線の認定を行う栄町大曲線は、県道阿久根東郷線の道路整備事業によって発生した旧県道であります。国道3号から県道阿久根東郷線へつながるこの栄町大曲線は、今回県との道路移管協議が整ったことから供用開始にあたり市道に認定しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

私は6日の本会議でも話をしたのですが、この移管については新しい道路をつくる時の条件だったということだったと思うんですけど、お聞きしたら市道に移管していない道路もありますよね。例えば鶴川内の集会施設の信号から田代に抜ける道路ですね、向こうのほうに新しい道路ができていますが、けっこう長いんですけどこの分についてはそのまま県道だと思うんですけど。だからそういう例もあるということは皆さん理解していただいて、しゃいもその市道に移管せんでもいいという方法はできるわけですよね。

石澤都市建設課長

今の中面委員の御質問に対してお答えいたします。

今おっしゃっています集会施設から東郷線への抜けるあの道路につきましても、ただいま県のほうと移管協議ということで、改修箇所をお願いいたしまして、改修が済んでから阿久根市が引き取るということで今協議をいたしているところでございます。

中面幸人委員

その路線についてはその時に話をしたいと思いますが、今回移管する道路について、本会議でメリットがあるのかという質問に、一般交付税が年間25万入るといっても言われましたけれども、今後何年かするうちにまた傷むわけだから、1年25万くらいじゃ済まな

い部分もあると思うんですよ。それはそれでそういう条件でしたんであれば仕方がないことでもありますけれども、ただ一つ、この路線の悪い部分をきれいに改修してからというのも一つとして、新しい道路もですね、前もこの委員会でも話しをしたこともあるんですが、道路灯がついていないから暗いと地区民からの要望が出ておりましたので、ぜひ新道の道路灯も今回の移管の条件につけたらどうかというふうに思うのですが。

石澤都市建設課長

県道の道路灯につきましては、県に対して要望書を進達しましたが、県としてはですね、道路灯は主に見通しが悪く視距の確保できないところや、道路の形状が急激に変化するなどの局部照明を必要とする特別な状態にあるところに設置するという事で御回答いただいております。今回の場所については設置することはできないと回答をいただいているというところでございます。

中面幸人委員

あそこはですね、確かに広がっていますよね。ただ跨線橋、いわば鉄道を越えているのでアーチ式になって、全体を見通せない状況だと思えます。アーチになっているからですね。だから、課長に回答した県の人のものであって、私から見ればそういう点を考えれば道路灯は必要じゃないかな、先を見通せないんじゃないかなというふうに思っているんですけども。そのへんをもう少し厳しく言ったらどうですか。

石澤都市建設課長

この件については、区から出た要望書を議会で論議されましてそれを県に上げたという経緯があると聞いておりますので、その際にこのような回答が出てきたと思っております。今後はですね、市のまちづくり計画とかいろいろな計画がございますので、その中でうたっていければ計画として実行できる可能性が出てくるかという具合に思っております。

仮屋園一徳委員

関連してですが、今の街灯の問題についてですね、議会から陳情をあげたのですが、県からの回答としては文書では来ていないのですか。

石澤都市建設課長

文書等では来ていないというところです。

仮屋園一徳委員

文書では来ていないということなんですけれど、県のほうは現地についてどういう状態であるのかというのは十分確認をされているとお考えですか。

石澤都市建設課長

県が道路管理者でございますので、県はそのところは熟知していると思っております。

仮屋園一徳委員

地区から上がってきた陳情を見ますとですね、夏場はいいとして、冬は小学校の近くでするので児童が帰るときには真っ暗で非常に危ないという内容なんですけれど、できればその辺をですね県のほうに十分伝えていただきたいなと思っておりますが、どのように考えられますか。

石澤都市建設課長

県のほうには再度またお伝えしていきたいと思っております。

仮屋園一徳委員

よろしくお願ひします。

山田勝委員

道路を改良するときにはですね、新しい道路ができて旧道を阿久根市に移管するのは当た

り前のことだと思っておりますが、課長の説明の中に移管協議が終わりましたのでという話がありましたが、移管協議が終わったというのはどういう状況を言うのですか。

石澤都市建設課長

この路線と阿久根東郷線の県道につきましては、平成12年に鹿児島県のほうと確約書という形で結んでおります。その中で、引継ぎ条件ということで示して移管協議という形でやっております。

山田勝委員

それはわかりますよ。鹿児島県と確約書をつくったというそれはそれでいいんで、具体的にどういう内容だったんですか。

石澤都市建設課長

この路線につきましては蓋板の整備ということで条件として出しております。そして一部オーバーレイもあったということで伺っております。

山田勝委員

蓋板の整備はまだ終わっていないわけでしょ。

石澤都市建設課長

今市道認定をお願いしている路線については蓋板の整備は全て終わっております。

山田勝委員

そのほか改良したほうがいい場所とか、側溝をちゃんとせないかんような場所とかないんですか、あるんだったらちゃんとそこまでしていただいてから移管してよという話を本会議でも私はしたと思うのですが、もう全部整備は終わっているんですね、きれいに。

石澤都市建設課長

今回市道認定をお願いしている件については終了しております。今後、先ほど出ました鶴川内の集会施設から県道に抜ける道路については随時県のほうが整備を行っているということで聞いております。

山田勝委員

いや、ここだけのことを私は言うのですよ。鶴川内んとは言わんど。ここだけのことは終了しているんですかと。

石澤都市建設課長

全て終了しております。

中面幸人委員

詳細には現場を私は見ていないんだけど、そこ辺りの人から聞くにはですね、今課長は蓋板も終わったという話ですが、あそこは昔の側溝で、現場打ち側溝だと思うんですよ。だからけっこう起伏もあったりして、やはり私は移管してもらうにはですね、しっかりと落とし蓋式の側溝に新設してもらった上で新しい蓋板をかぶせると、そうしたほうが後の維持管理が楽になるんじゃないかなと思うのですが。私もしっかりと確認してなくて聞いた話ではあるのですが、多分、昔の道路だから現場打ち側溝だと思うのですよ。そこら辺はどうですか、新しく落とし蓋式の側溝に改修しているのか、既存の現場打ち側溝のままなのか、それについて確認はできますか。

石澤都市建設課長

一部現場打ちでしているところもございしますが、大部分は既存の落とし蓋式の蓋板を設置してございます。

岩崎健二委員長

少し休憩します。

(休憩 13:50～13:51)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第43号について審査を一時中止します。

(都市建設課退室)

◎議案第50号 阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第50号、阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定について審査に入ります。
執行部の入室をお願いします。

(水産林務課入室)

岩崎健二委員長

それでは、議案第50号について水産林務課長の説明をお願いします。

佐潟水産林務課長

議案第50号阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の50ページ、51ページをお開きください。

この条例は、令和元年度から新たに国が市町村へ交付することとなった森林環境譲与税につきまして、森林や林道等の整備や施策の財源に充てる必要があることから、阿久根市森林環境譲与税基金を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明申し上げます。

第1条は、当該基金条例の設置目的について規定したものであります。

第2条は、基金の額について規定したものであり、第3条は、基金の管理について規定したものであります。

第4条及び第5条は、運用益金の処理と運用について規定したものであります。

第6条は、基金の処分について規定したものであり、第7条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定めることとするものであります。

最後に、附則は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上で、議案第50号阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定について説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

岩崎健二委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中面幸人委員

本会議でも少し話はしましたがけれども、本年度は521万ということで令和6年度からは約4000万くらい入ってくるような説明があったと思うのですが。

岩崎健二委員長

6年度までにですね。累計で。

中面幸人委員

累計ででしたか、失礼しました。

この基金を利用して、今あるものの価値を深めるためにもですね、しっかりと方向性を決めてこれを活用したほうがいいと思うのですが、ぜひいいお考えがあれば聞かせて欲しいんですが。

佐潟水産林務課長

今後の用途につきましては、本会議でも申し上げましたように、阿久根市としましては林道橋の整備に充当し、あわせて森林経営管理制度の観点から重点地区の造林調査のほうを行っていくということで申し上げてあります。今後広い意味で、令和6年度以降は1千万単位で毎年入ってきますので、その際にはいろいろな施策を計画していきたいというふうに思っております。

木下孝行委員

森林環境税がスタートした後は1千万ほど入ってくると。そのあたりから森林保全に対する取り組みをやっていき、それまでの間は林道関係を主にやっていきたいと、そういう方向性で考えておけばいいということですか。

佐潟水産林務課長

林業の事業に100%基金を充当して一つ二つの事業をするよりも、この基金を半分ほど当てて一般財源も入れた形で事業をしたほうがですね、広く事業ができると思います。今後そこら辺の財源の運用については財政課等とも調整しながら、あと県の指導、それから近隣市町の事業の選択等を見ながら慎重に行っていきたいと思います。ただ、県のほうもですね、国がいろいろと縛りをかけてまして、これはいいですあれはだめですとか、国からの譲与税になりますので、法律の中にも必ず毎年度インターネット上で用途についてを公表しないといけないというのが規定されています。また、会検の受検のほうも対象ということになっていますので、執行にあたっては国のQ&A、県の指導、そういったところを聞きながら慎重にやっていきたいと思っております。

木下孝行委員

今後の事業について、財源の部分で、基金だけではやっていけない部分もあるから市の持ち出しも含めて事業をつくっていくというのは理解していますが、市有地、国有林、そういったところの伐採や植栽など保全をしていくということで、森林組合含め森林業者の人たち皆さんがかなり恩恵を受けるのではないかなと期待を持っているわけですよ。そういった事業が阿久根市でもいつごろから始まっていくのかな、森林環境税が始まるそのころかなと思ったものだから聞いたのですが、そんなつもりでいけばいいのですかということです。

田原林務係長

森林環境譲与税は令和元年度からスタートして事業を先に進めていくのですが、森林環境税は令和6年から国税として国民の皆さま約6200万人くらいからですかね、その方たちから税金として課税させていただくということなのですが、令和元年度から始まります森林環境譲与税のほうは、今委員がおっしゃられたように、最終的には施業して、森林、木材などの施業などに収益を生む森林だ、収益を生まない森林だというのを分別しまして、土地所有者の方が自分たちは管理ができないから市に委託をお願いしたいという意向があれば、市が委託を受けて管理するということになります。その前に森林所有者の意向を聞

かないといけないものですから、阿久根を10年から15年の区域で地区を分けまして、その区域ごとにアンケート調査を行います。そのアンケートにつきましては県のほうが素案をつくられて、県内一斉にアンケートをとって森林に対して意欲の低下していらっしゃる、手が届かないところ、全く手をつけていないところの私有林の人工のを優先してする仕事でありまして、その調査があらかた終わらないとなかなかその施業で収益というのがうまくいかないものですから、県内鹿児島市さん、川内市さんもみんな足並みをそろえてスタートしている状態なものですから、状況に応じていろいろな機器をそろえたり、そこに行くまでの道路の補修をしたりしながら進めていきたいと思っております。今おっしゃられたように皆さんが期待されていらっしゃるのですから、その正確な随時経理をしていかないといけないと考えております。

仮屋園一徳委員

森林環境税について、今の制度の前に鹿児島県は国に先駆けて森林環境税をとっていたと思うのですが、それについての今後の取り扱いの説明というのはまだないのですかね。

佐潟水産林務課長

鹿児島県が現在徴収しています森林環境税につきましては、平成17年度に導入されています。住民税課税者について個人が年500円、法人が均等割りの5%相当が森林環境税ということで県のほうに納入されています。県のホームページで確認したところでは、個人については31年度まで、法人につきましては令和元年3月31日までの間に開始する事業年度までということで、大体本年度で終了するかなというふうに思っております。

仮屋園一徳委員

今まで徴収した分についてどういうふうにするのかということは全く情報はないということでは理解していいわけですか。まだ何もそのへんについては説明はありませんよということではよろしいんですかね。

佐潟水産林務課長

この森林環境税については、県のほうで森のふれあい体験、森の体験活動支援事業ということで広く県内事業者、市町村、子供の自然環境学習といったことに使われています。この税が県のほうにいくら貯まっているか、未執行になっているかということについては聞いておりませんので、今後県のほうに聞いておきたいと思えます。

仮屋園一徳委員

取り扱いについてわかりましたので了解します。ありがとうございます。

山田勝委員

予算委員会の質疑の中で中面委員が課長に非常に難しい質問をしたのですが、それぐらい森林の政策というのは国がしないとどげんもでけん状況ですよ、今はね。そういう中でこの条例を見てですね私が、あれ、どうするのかと思うのが、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると書いてありますが、これはこれを使って銭もうけをしてよかどというようにも理解できるのですが、どういうお考えなんですか。

佐潟水産林務課長

第3条の第2項に委員がおっしゃるような形で条文制定されています。基本的には今利子等も安いので、現金で基金管理をしていくつもりでございます。

山田勝委員

例えば外資を買ったり株を買ったりするじゃないですか、阿久根市がするかしないかは

別にしながら、そういう確実な金もうけがあったら買ってふやしてもいいんですよというふうに理解してもいいんですよね。

佐潟水産林務課長

阿久根市の基金につきましては、会計管理者が中心となって基金管理運用会議というのがあります。その中で運用についてどのようにしていくのか決定します。その際、これまで株とかでの運用はないと思いますが。半年の定期とか、そういう形での運用が主だと思っております。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第50号について審査を一時中止いたします。

(水産林務課退室)

◎陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書

岩崎健二委員長

次に、陳情第14号について議題といたします。

本陳情の審査等について、陳情提出者及び関係者を参考人として呼ぶのか、関連課を呼び質疑を行うのかについて、皆さんの意見をお願いします。

〔「休憩を」と呼ぶ者あり〕

休憩します。

(休憩 14 : 16 ~ 14 : 30)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

いかくら阿久根に関する陳情書の審査について、皆さんの御意見を伺います。

中面幸人委員

今、陳情書が出され私たちの委員会に付託されていますが、これとは別に所管事務調査でも委員会で取り組むこととしておりますので、どっちにしろ関係者から事情を聴取して真相究明せないかんで、まずは関係者を参考人として呼んで審査を進めたいと思います。

岩崎健二委員長

今中面委員より関係者を参考人として呼びたいとの意見がありましたが異議ありませんか。

木下孝行委員

関係者については、まずは陳情提出者にしっかりと来てもらうように、そこは委員長がしっかりとしてください。

岩崎健二委員長

基本的に代理ではなく陳情者に来ていただくべきと考えております。

仮屋園一徳委員

今の関連でいいですか。中面委員のほうから関係者と言われたのですが、明確にするために。陳情が「いかくら阿久根」についてですので、陳情者及び一般社団法人「いかくら阿久根」の代表、それから水産林務課の三者の意見を聞きたいと思いますので、そのよう

に取り計らいをお願いしたいと思います。

岩崎健二委員長

ただいま委員より、「いかくら阿久根」に関する陳情書ですので、陳情者はもちろんのこと、社団法人「いかくら阿久根」の関係者、所管課であります水産林務課を呼ぶとの意見がございましたが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

陳情者あるいは「いかくら阿久根」の関係者についてはお仕事をされておりますので日程の調整をしなければなりません、日程調整については委員長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

中面幸人委員

それぞれの組織の参考人として来る人数とか日程についてはしっかりと委員長のほうで打ち合わせをしてください。

岩崎健二委員長

それでは、委員長に一任ということで意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

暫時休憩します。

(休憩 14:34~14:54)

◎議案第43号 市道路線の認定について

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、現地調査について委員の意見を伺います。

中面幸人委員

議案43号について、道路の改修の状況等確認したいので現地調査を行いたいと思います。

岩崎健二委員長

ただいま委員より現地調査を行いたいとの意見がございましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、これより現地調査を行いたいと思います。

(現地調査 15:00~15:31)

岩崎健二委員長

議案第43号について、ただいま現地調査が終了いたしました。

それでは、議案第43号を議題とし、現地調査も含めて各委員の御意見を伺います。

中面幸人委員

先ほど課長の説明で移管における整備等は完了したとの話でしたが、現地調査を行ったところ、一部分については新しい盖板等敷設してあったようですが、ご覧になったとおりにいじっていないところはですね、オーバーレイ、オーバーレイというのは舗装をその上に4センチとかかぶせるわけですが、そのことによって人家の入り口等が盛り上がり、年とって引っかかってはんとけるという地域の人の苦情が出ていまして、これはもう一方の

常任委員であります地元議員の方も知っておられると思います。先ほど最後に皆さんに私がここを見てんやんと言ったところがあったと思いますが、せめてあれぐらいの状態に移管してもらわないと。これだけ7人もの議員が現地調査した中であの状態で引き受けるとなればですね、議員としてのそれも問われると思うんですけど、それはまた別な話ですけども、やはり道路を移管してもらう以上はですね、最後に見たあれぐらいの状況にまで整備をし直して、その上で移管するのであれば賛成ですが、今の状況では反対したいと思います。

仮屋園一徳委員

新しい道路をつくる際に、後々新しい道路ができれば今の道路は市道に移管するという約束事があったことや、今の現地調査と自分の経験から、完全ではないですけど最低限のことはしてあるのかなど。蓋とかの不十分な点については、もし市民の生活に支障があるようであれば後は市の維持関係でやっていけばいいのかなど。最低限のことはしてあるなというふうに感じてきました。

中面幸人委員

今の新しい道路ができるときの確約書というのがですね、平成12年、約20年前にできているものなんですね。20年もたてば状況は相当違ってきます。そう意味でもですね、このまま引き受けるのではなくて、どこまでできるのかということをもう一回県と協議をしてみる必要があると思います。

濱門明典委員

今委員がおっしゃたように、もう20年。当時はそれでの状況というのがあったと思いますけれども、本当20年過ぎてみたらあんな状態で、引き受けたらすぐまた苦情で市がやらなきゃいけない状況になると思います。だから今言われたように、もう一回県との打ち合わせをして、こういう状況だと見に来てもらってですね、もう一回検討していただきたいと思います。

木下孝行委員

私は今回の市道への移管は認めるべきだと思います。今回現地調査をして、おかしい部分の確かにあったのが事実です。しかし担当課に聞いたところ、地域からの要望で上がってきたものは解消され、今現在要望はないとのことでしたけれども、そういったところも含めて県との協議も進んできたのだと思います。今後は市の財源が伴う部分も出てくるかもしれないけれども、今後は市でしていくということで私は認めたいという気持ちがあります。

濱門明典委員

やっぱり全額県でというわけにはいかないだろうけど、できれば半分半分でも、そういう県との打ち合わせができたらいんじゃないかなと私は思います。

山田勝委員

私も非常に苦しいなと思っているのは、本当はちゃんとして戻さんかという気持ちがありますよ。しかしながら道路をつくるときの約束事でもあって、それもわかる。でも最低でもあと少し、ほげたところとかなんとかというところはね、やはりちゃんと直してくれないと引き取りにくいなという気がします。ということで今回は継続して、県にもう一度交渉してもろて、その結果でというのを求めます。

岩崎健二委員長

暫時休憩します。

(休憩 15:38～15:46)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

そのほか意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討論に入ります。

討論ありませんか。

中面幸人委員

反対の立場で討論します。

先ほども言いましたので繰り返しますが、現地を見てですね、皆さん見たとおり、例えば蓋がかぶさっていないとかそういうところはありませんでした。一部分的には改善されていいなというのもありましたけれども、やはりオーバーレイによって段差ができて高齢者が引っかけたて転ぶ、そういう地元の人たちの話も聞いておりますので、新しい道路ができるときに確約したのが平成12年で20年もたっているのもう一度県と協議したうえで先に進めたほうがいいと思いますので、今回このままでというのには反対します。

仮屋園一徳委員

賛成の立場で討論します。

現地を見たときに、蓋板等かかっていた部分を後から補修してある部分も何か所か見受けられましたし、担当課の説明を聞いたときにある一定の条件が整ったということ等も含めて、十分ではない部分もありましたけれども、最低限のことはしてあるのかなと思いました。今回の現地調査で不十分だと感じたところについては、今後できる部分については補修して欲しいということ等を委員長報告の中で言ってもらって賛成していきたいと思います。

濱門明典委員

反対の立場で討論します。

やっぱり20年前と今は現状が違う。あそこで生活されている方々がそれだけの苦情やいろんなのが出るのに、このまま引き受けてはまた市の負担になってくると思いますので反対します。

岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより、議案第43号、市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

暫時休憩します。

(休憩 15:49～15:52)

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま議案43号について採決の結果、3対3で賛成反対同数でございました。よって委員長において裁決します。

委員長としましては、本議案については先ほど来皆さんからありました意見や要望等、少数意見も含めて要望を付したうえで可決すべきものと報告したいと思います。

◎議案第50号 阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定について

岩崎健二委員長

次に、議案第50号、阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第50号、阿久根市森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎陳情第14号 「いかくら阿久根」に関する陳情書

次に、陳情第14号、「いかくら阿久根」に関する陳情書についてですが、先ほど陳情者及び関係者を参考人として呼ぶことと決しました。また、呼ぶ日程等については委員長に一任すると決したところですが、17日（火）に委員会を開催したいと思いますので、委員の皆さまはお集まりください。もしかすると参考人等がその日には出席できない可能性もございますが、その場合は継続審査の手続きを行いたいと思いますのでよろしく願います。

本日議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって本日議決されました案件に対する委員会審査報告の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、本日議決されました案件に対する本委員会の審査内容等の報告を11月発刊予定の市議会だよりに掲載予定であります。この内容について委員の皆さまから御意見ありませんか。

〔「おまかせします」と呼ぶ者あり〕

なければ、原稿の記載および提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日議決されました案件に対する本委員会の審査内容等の報告原稿

の記載および提出については委員長に一任されました。

◎所管事務調査

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。本年度の所管事務調査について、委員の皆さまから御意見ありませんか。

〔発言するものあり〕

それでは、本委員会の所管事務調査については17日に再度委員会を開催しますので、17日の委員会で御意見いただきたいと思います。委員の皆さまは意見について考えて来ていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 15時52分)

産業厚生委員会委員長